

# 衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 29.5.10 第 193 回国会第 4 号

5 月 10 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件（衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・参考人小早川光郎君から衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」についての説明を聴取しました。
- ・参考人に対し委員長が委員会を代表して質疑を行いました。

（参考人）衆議院議員選挙区画定審議会会長 小早川 光 郎君  
衆議院議員選挙区画定審議会会長代理 久 保 信 保君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 委員長 竹 本 直 一君

- ・今回の区割り改定は、昨年成立したいわゆる「衆議院選挙制度改革関連法」に基づくものであり、今回から各選挙区の人口は「日本国民」とすることとされたため、審議会における実質的な改定作業は、昨年 10 月の平成 27 年国勢調査確定値の公表を待たなければ進めることができなかつたと承知している。審議会は、どのような手順で改定作業を行い、またどのような議論を行ったのか、参考人に伺いたい。
- ・今回の改定案では、区割りが変更される小選挙区の数は 19 都道府県 97 選挙区とかなりの数となったが、選挙区間の最大人口較差は 1.956 倍に縮小し、平成 32 年見込人口においても 1.999 倍とされている。審議会としては今回の区割り改定をどのように自己評価するか、参考人に伺いたい。
- ・審議会の「区割り改定案の作成方針」においては、一定の場合を除いて「市区町村の区域は、分割しないことを原則とする。」としているが、分割市区町の総数が 105 に上ったことについて、審議会としてはどのように考えるか、参考人に伺いたい。
- ・審議会では、改定作業を進めるに当たって、地方の声をどのような方法で把握し、それを改定作業に反映したか、参考人に伺いたい。